

公益法人の会計に関する研究会（第25回）

議事録

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第25回） 議事次第

日 時：平成29年1月31日（火） 9:59～11:46

場 所：内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化
2. 公益目的取得財産残額の算定の見直し
3. 定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例等
4. 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保
5. その他

○高山座長 それでは、ただいまから、第25回の会計研究会を開催いたします。
ことし初めてということで、本年もよろしくお願いいたします。
それでは、本日の議題に入ります。

1. 特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化

【資料の説明】

2つ大きな議題が残っているのですけれども、1つ目でございます。「1 特定費用準備資金の運用の点検と見直し並びに遊休財産算定の際に控除される財産の明確化」ということでございます。

この点について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○小森次長 それでは、資料1について、御説明させていただきます。特費と遊休財産の控除対象財産の関係でございます。

今回も前回に引き続きまして、議論用のペーパーということで、用意させていただいております。規則の要件だとか、その辺は、ちょっと今回、省略させていただきましたので、後に前回の資料がついておりますので、適宜御参照いただければと思います。

それでは、御説明させていただきますが、最初の※のところでございます。前回に引き続きまして、現行の特費をA特費と呼びまして、新たに検討するのをB特費と呼ぶということにしています。

議論の前提となる考え方のところでございますが、1つ目ですけれども、運用益等が積み上がって、公益目的事業に使われなかったとか、そういうおそれがあるということから、こうした資金を積み立てて、活用に振り向けるためのB特費を設ける。この趣旨のB特費をB特費本体と呼ぶことにします。これは議論で、逆特費と分けて考えたらどうかということで、議論用で呼ぶということでございます。

2点目ですけれども、そのかわりに、今後は5号・6号財産に、金融資産の指定の運用益を積むことは認めない。

3点目は、3点目は、現行で認められたり、認められなかったりしている逆特費は、一定の要件のもとで認めている。そういう前提のもとで、以下の論点を整理しております。

2で、主要論点の整理のところ。（1）B特費本体の財源、B特費本体の位置づけをどのように考えるか、それを踏まえて、財源の範囲をどうするか。剰余金が出た場合、それを全部B特費本体に積んでいいのか、一定の範囲にするのか、そういうことでございます。

狭いほうからだんだん広いほうの選択肢を示しておりますけれども、①につきましては、5号・6号財産の運用益の積み上がりが問題ということでございますから、これに対処す

るための措置ということで、寄附者指定の運用益のみとするというのが①です。

②は、1号財産に安定化基金等として積み上がっている。そういうことにも対処できるように、①の指定正味だけではなくて、一般正味の金融資産の運用益も、財源としていいのではないかとというのが案です。

③は、前々回あたりからも、法人の責に帰さない剰余金というワードでやってきましたので、そういうものであれば、それに対処するというので、さらに②に予定を超える寄附金の額というものを加えるというのが③です。

④というのは、極力シンプルということで、全ての財源を認めるというものでございます。

これ以外にももちろん選択肢はあろうかと思いますが、とりあえずこの4つということで、させていただきます。

これについての考え方というか、コメントが2ページにありますけれども、現時点で、最も明確に支障が生じているのは、5号・6号財産の運用益の積み上がりということ、運用上のことを考えますと、混乱が生じないようにするには、一般正味の剰余金がA特費、指定のほうはB特費、すっきり明確化できるということを踏まえると、①です。指定の運用益に限るのではないかとという考え方でございます。

一方で、次の矢印のところでございますけれども、5号・6号の積み上がりのためだけに、特費の新たな類型、こういうものをわざわざ設けるというのは適当かという観点、それから、法人の責に帰さない要因で、剰余金が生じるのは同様、特に一般正味の金融資産と指定が同じ金融資産でございますけれども、同様なものに指定の有無だけによって、B特費が選択できないようになる、そういうことが適当かという観点を踏まえると、②とか、③も認められるのかということでございます。②とか、③の場合ですと、予算とか、当初予定していたよりも、その上振れ分だけを認めるということになるのではないかとということです。

④としますと、現状、この法人に剰余金が生じた場合に、いろいろ収支相償を充たすために、A特費に積んだりとか、解消計画をつくったり、いろいろ努力を講じられていますけれども、B特費で一般財源が全部認められると、安易にそちらに行ってしまうということになるのではないかとということでございます。事務局でどれがいいのかというのは、なかなかまとまりがつかなくて、申しわけないのですけれども、ただ、④とすると、書いてあるような懸念が出るのではないかと考えておる次第でございます。

(2)の逆特費でございます。特費について、現行A特費に認められるものとして、将来見込まれる新たな活動、または活動の拡大、通常の特費と将来に見込まれる収益の減少に充てられる逆特費の2つあるということでございますが、逆特費は、例外的に認められるというものでございます。

逆特費の議論をするときに、どの程度のものを念頭に置くかで、議論が分かれると思われましたので、一応議論に資するように、この3つ以上に分けてみました。

イは、収益減少の時期・額が明確に見込まれて、既にA特費の基準でも認められているもの、そういうレベルのものです。

ロは、それほどではないけれども、一定程度明確に見込まれるということで、現行のA特費では認められないというレベルです。

ハは、それほど明確ではないということで、例えば景気動向で、今後運用益が減少するだろうという、そういったレベルがあらうかと思います。

それぞれ境目ははっきりしないのですけれども、その逆特費について、どのレベルのものまで、どちらの特費で認めるかということでございます。イは認められるということで、いいと思われますけれども、ハにつきましては、逆特費ではなくて、通常の特費のほうで、それでも明確でないというのが認められないということだろうと思いますので、ロのあたりがどの程度認められるかということだと思ひます。

前回の御議論で、逆特費は、通常の特費と別のものなので、別枠でカテゴリーを設けられないかという御議論がありましたので、我々もA特費と違う要件で、逆特費を設定できるかと考えたのですけれども、結局のところ、将来の収益の減少か、支出の増大の違いはあるのですけれども、それが明確になるかどうか、見込まれるかどうか、結局はそんな違いであって、要件が一緒ではないか、別に要件を立てるのは、困難ではないかと考えました。

コメントの矢印のところですが、これまでは、逆特費については、かなり明確に見込まれる場合、厳格な運用が行われてきたのですけれども、今後は、A特費の要件を満たす場合には、淡々といいますか、認めていくことにしてはどうか。要はアナウンスをすることです。事例とかを例示するというのもいいと思ひますが、そういうことで、要件は同じだけれども、何といいますか、アナウンスして、少しは進めていく。

2つ目の矢印のところでございますけれども、剰余金が出てから積むのではなくて、あらかじめ予算に計上する場合は、しっかり計画を立てているだろうから、そういう場合には、逆特費を認めるということも考えたのですが、結局、予算に計上する場合は、ゆるく積んでもいいかという、そうではないと思われましたので、いずれにしても、A特費の要件を満たすかどうかではないかと考えた次第でございます。

今回のB特費を認めるということになりますと、先ほどのイ、ロ、ハのうちのハのところですが、ややふわっとしたものでも、逆特費ではなくて、通常の特費が認められるということだけれども、それと同じ範囲で、逆特費というのは認められるのではないかと思われまして、ただ、当然通常の特費よりも、逆特費のほうが、要件が緩やかに認められるとか、そういうことは考えられませんので、結局は、B特費として、逆特費を積むと、そういった場合に、通常の特費と財源の範囲は同様になるのではないかと。

要はA特費、B特費、それぞれに通常の特費と逆特費、そういうものがあるということではないか。その背景が逆特費だけを抜き出して、書くのは難しいということではないかと思ひます。そうしますと、先ほどのB特費本体で、財源を絞るとか、絞らないとありま

したけれども、それが逆特費をB特費的な逆特費ですが、認める範囲に影響を与えるので、それを踏まえて、考える必要があるのかと思います。

※のところは、留意点というだけですけれども、B特費本体と逆特費の財源が同じ範囲の場合になって、初めてB特費という1つのカテゴリだけで進むということですが、B特費と逆特費、財源が異なるというか、別に設定する場合は、そもそも難しいのですが、そうすると、B特費と逆特費とさらにA特費もありますので、3つのカテゴリになるということになるのではないかと思います。

以上のところが、とりあえず主要論点だと思います。そのほかの論点についても、3のところまで記載してございます。(1)が事業の計画を策定する。とりあえずは、B特費にして、いつまでに計画を立ててもらおうかでございますけれども、要は内部統制を有した法人を想定しており、可及的速やかということはどうなるか。はっきり1年とかで区切らないということ、可及的速やかという程度にしてはどうかということでございます。

4ページ目の(2)でございます。期間のところ、期間のところにつきましては、前回、大体おおむね5年ということだったと思ひまして、おおむね5年としております。さらには累積限度を設けてはどうかという話もございましたけれども、それ自体は、なかなか金額的にとか、客観的にイメージすることは困難ですので、5年程度と期間を設定することで、1法人最大おおむね5年分しか積めない、という機能を有することにもなるのではないかと考えております。

(3)は内部統制、B特費を緩やかに積むというか、積みながらもしっかり使っていたかないといけないので、内部統制は重要だと思いますが、これは資料1の別紙につけてございますが、新たな運用類型として、B特費の運用に係る内部統制、B特費の運用についての内部統制ということで、事項例を挙げております。これは、営利企業だとか、独法のルールも参考に列挙したものでございますけれども、一応①の統制環境から、②のリスク評価とか、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリングと、ちょっと意見が多く見えるのかもしれませんが、大体この程度は必要なのかと考えておりますが、この辺は、B特費を実施するために、必要な計画の管理だとか、責任者の設置だとか、モニタリングとか、そういった必要な範囲ということでございますので、ここも、もうちょっと多いとか、少ないとか、御意見をいただければありがたいと思います。

4ページに戻っていただきまして、(4)の累積限度額は、先ほど申しましたので、省略します。

(5)の5号・6号財産の運用益をB特費に積むこととした場合に、指定正味財産とするか、一般正味財産とするか、これは前回、大体指定でいいのではないかという話もありますので、指定正味財産と考えられるのではないかと聞いてございます。ただ、一部御指摘がございましたけれども、結局、B特費に積んで、5年で使わなかった場合は、取り崩しということになるのでしょうか、その場合にも、指定がかかったままだと収支相償とか、その辺から守られるということになるので、そうであれば、一般にすると整理が必要

と思いますが、一般正味財産にB特費に積むときにするということも考えられるのかと思っております。その辺も御議論いただければありがたいと思います。

(6)でございますけれども、5号・6号財産に金融資産の運営を積むのは、例外があるのではないかと。前回、小森先生からのお話がありましたが、ある法人は、ある額に達するまで、運用益も含めて、積み立てていく、その額に達したらこれに使うという、はっきり使い道と使い方というか、時期がはっきりしている、そういったものについては、例外として指定のある運用益でも、積んでいいのではないかとということにしております。

(7)の遡及適用をどうするかということでございますけれども、今、確か積み上がっているのは、問題だということもあるとは思いますが、なかなかさかのぼって適用というのは、なかなか困難ではないかと事務的には考えておまして、今後開始する事業年度からは、今後について適用していくとしてはどうかと、とりあえずは考えてございます。

以上でございます。

【議論】特費の財源について

○高山座長 ありがとうございます。

それでは、もう一度皆さんと論点を整理したいので、参考資料の資料2-1、特定費用準備資金の運用等の見直しについて(案)ということで、前回の整理のところをごらんになっていただきたいのですが、3枚ぐらいいったところなのですけれども、現状として、控除対象財産のうち、法人の意思により、法人が保有する財産のうち、本来公益目的事業に行うために使用されておらず、かつ引き続き、その仕様が見込まれていない財産を控除対象財産という例があるということで、これは収支相償の問題も絡めて、株式等を寄附したということで、その株式の運用益を指定に置いてしまって、一般に流さないという形で積み上がっていきますということが本当にいいかどうか。すなわち株については、相当配当をしているのにもかかわらず、それを使う道がないからといって、5号・6号に置いたままにしている。それがどんどん積み上がっている状態を正常ではないのではないかとというのが、1つの考え方です。

もう一つ、現在の運用状況は、10億円あったとしても、普通預金だと1万円しか金利は稼げないという状況で、莫大に1号財産の金融資産が積み上がっているところを、そのままよしとしていいかというのが、もともとの議論の始まりでした。特に5号・6号財産についての運用益の積み増しについては、今までこれはいいですという取り扱いがあった中で、大きく方向転換をしていくというところでございますので、これについて、皆さん、どうお考えになっているのかということだと思います。

もう一つ、逆特費として、将来収入が下がるから積みたいのだということ、これは非常に法人の心配としてはわかるのですけれども、こういうものを積んでいるのですが、実際、運用に相当ぶれが出ている。やはり特定費用準備資金というのは、あくまでも将来の費用の拡大というところで、公益目的事業の拡大ということで認めているのですが、そうでは

なくて、現状維持をするためにということがいいかどうかというところでございます。

それを受けまして、資料1で、今回4つの取り扱いを考えているのだと思います。1ページ目ですけれども、①として、5号・6号のもともとあるうちの一番根っこの部分の5号・6号の運用益の積み上がり、株式による運用益が指定正味で積み上がってしまって、使わないということ、仕組み上、やむを得ないのかもしれませんが、これに対処するために措置だから、これだけをB特費とするというのが①だと思います。

②は、先ほど言った1号財産に、相当な金額が積み上がっていて、これを使わないということが本当にいいのかどうかということで、これ自体の問題とこれに対する運用益についても、考えていく必要があるのではないかとというのが②だと思います。

③は、法人の責に帰さない剰余金は、積み上がるおそれがあるということで、②に予定を超える寄附金を加えていくということです。

④は、極力シンプルにすべきであり、全ての財源を認めるという4つの考え方があります。

それぞれ決めていくにしても、帯に短し襷に長しというところで、今、事務局が躊躇している部分でございますので、この委員会である程度の方向性を決めていきたいと思っております。

あわせて、2ページ目ですが、逆特費も同じような議論なのですけれども、これはもともと定義できるかという根本の問題があります。B特費も定義できるかという問題がある中で、これをさばいていかなければいけないということがございますので、皆様の忌憚のない御意見を、このB特費というものを認めるならば、どの範囲を認めるか。①～④まで、そして、逆特費の取り扱いについて、お聞きしたいと思っております。

長参与からお願いをしたいと思います。

○長参与 まず運用益の積み上がりを何とか解決しなければならないということで、B特費本体ということでしたら、1ページの①の5号・6号財産の運用益、1号財産の積み上がりも含めて、これをどうにかするという事は、1つあるのかもしれないと思っております。

逆特費なのですけれども、逆特費についてのニーズは、非常に強いと思われまます。私もいろいろと相談を受けている中では、何とか認めていただきたい。剰余金が出たときは使え、赤のときには知らないということでは、事業が維持できないということですので、維持・継続するためには、逆特費は必要だということだと思います。

そういう意味では、逆特費を考えると、本来的には全ての財源が逆特費になるのか。その事業を継続するためには、財源としては、収益全てで、赤を充てていくということになりますので、本来的には、財源は全てで、B特費本体として整理したのとは、また違ってくる。その本体で整理したのも、逆特費のために使いたい、そのためにとっておきたいということもあるので、どちらで整理するか、どういうふうこれから使っていきますかということ、法人に任せるべきではないかと思っております。財源としては、その2つが

あるけれども、全ての財源が逆特費と考えております。

○高山座長 そうすると、①、あるいは②なのでしょうけれども、逆特費を考えると、④という考え方も出てくるということですね。

○長参与 そうですね。運用益の積み上がりをどうやってこれから使っていきますかということに関しては、別途考えるということで、そういうこれからの対処方法というのでも1つあって、そうではなくて、逆特費として使いますというところもあるのではないかと思います。財源は全てとして、それを法人にどういうふうこれから使用していきますかということを出していただくことだと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

中田参与、お願いします。

○中田参与 まず逆特費のお話しからしたいと思うのですが、26年度報告のときに、収支相償について、かなりぎりぎりした議論をして、収支相償を本当にぎりぎりやってしまうと、法人がみんな潰れてしまうということがあって、しかし、将来の収支相償をきちんと守らなければいけない。

その解決としては、特費を柔軟に運用して、収益の減少に対応できるようところで、特費を認めていくという方向になったと記憶しているのです。ですので、ある一定のクッションの役割を特費が果たすべきであって、そういう意味からいったら、逆特費は認めざるを得ないと思うのです。

逆特費については、結局、逆特費と、今、お考えのB特費ということの区別が非常に曖昧、どこまでが逆特費で、どこまでがB特費かは、これは多分この委員会にいらっしゃる方々も、ある程度は区別できると思いますけれども、明確に区別はできないと思うのです。

そうすると、実際に運用する法人のほうは、B特費は制限がある、逆特費は制限がないとなると、一体どうしたらいいのだということになりますので、私の考えでは、B特費の考え方は、極力シンプルで、全ての財源を認めるという方向にして、そもそもB特費を考えた動機というのは、①、②にあるわけですから、①、②がB特費だということは、アナウンスすればいいと思いますけれども、そこに限る必要はないと思うのです。

それで、先ほど言ったように、安易に利用されるのではないかという話は、それは事業計画を立てさせますから、5年と期限を限るわけです。そちらできちんと見ていけば、5年たって使わないことはいけないとか、5年たったら取り崩しをしてくださいとそのほうでやればいだけであって、入り口で狭めるのは、非常にわかりにくい論議だと思います。しかも、①、②を今まで認めていたのに、突然手のひらを返したように運用を変えるのは、大変なことだと思っていて、相当な理屈がないと、これは認められないというか、法人から物すごく批判が強いところだと思いますが、そのところは、全てを認める、広げる方向なのだという方向でアナウンスをして、つまりあなたたちにとってはいいことなのです、そういうことで認めるほうが、自然な流れではないかと思います。

私はB特費については、④をとって、事後的に規制をきちんとするという方向でいったほうが、B特費と逆特費をきちんと分けるということもなくなりますし、B特費と逆特費は同じようなものという形で、今、あるところで、確実な支出が予定されていなくても、とりあえず積んで考える時間がある柔軟い特費なのだと、法人は受け取ってくれるのではないかと思っておりますので、そういう方向でやられたらいかかと思えます。ここで、入り口で絞るのは、得策ではないと思えます。わかりにくいということです。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

上倉参与から、御意見を申し上げます。

○上倉参与 現状の問題の所在を考えると、恐らくこれは5号財産と6号財産も、指定正味財産であって、指定正味財産から生じた運用益、これも指定だと、公益法人が主張している。あるいは1号財産もそうなのだろうと思えます。要はもともと元本が指定正味財産で、だから、運用益も指定正味財産なのだ、だから、その後、5号財産、6号財産に積み上げていくのだという、そこが問題になっているのかと理解しております。

そうすると、この1ページ目の①と②の半分ぐらいだと思っているのですがけれども、要は財源を指定正味財産と限ったほうがいいのか。それ以外は、特段指定正味財産以外のものというのは、問題になっていないのではないかと考えています。したがって、その財源を指定正味財産と限定して、①及び②のうちの指定財源が指定正味財産の分と、そういう責の仕方がいいのかと考えています。

逆特費ですけれども、この中の文章を見ると、逆特費というのは、そのB特費の中の一部だと読めるのですが、私は全く別のカテゴリーではないかと考えていまして、逆特費については、今のB特費、指定正味財産を財源とするB特費とは、全く別に考えて、そこは財源を限定する必要はないのかと考えていますが、ただ、イ、ロ、ハというところのどこまでということについては、イのところは線引きで、現行の実際の運用されている内容のところは線引きになってくるのかと考えています。そうすると、そうでないと、何かA特費、B特費、それと逆特費の区別がつかなくなってくるのではないかと考えています。

あと、ちょっと気になるのが、税務当局との考え方と整合するのかということがありまして、5年間利益を積み上げていって、非課税というところになると、税務当局との調整がかなり必要になってくると考えています。

以上でございます。ありがとうございました。

○高山座長 金子参与のほうからお願いします。

○金子参与 今回、先日こちらをお送りいただいて、まず思ったのが、中田参与がおっしゃったのと同じで、入り口で閉めておけば、出口は大丈夫だろうという感じが若干見えたのですけれども、それよりもとにかく支出の確実性を担保する仕組みも、文章の中で強調していただけるとありがたいと思えます。

あとは、座長がおっしゃった1号財産の積み上がりも、すごく大きな問題と考えますけ

れども、それに対して、これは対応できるのかどうかということについて、疑問があって、その辺は余り詳しくないので、1号財産の金融財産の積み上がりをどうやって防止していけばいいのかについて、一度、御教授いただければと思います。

その上で、今、議論している話は、繰り返しになるのかもしれませんが、従来の枠組みを超える話になっていますので、従来の制度の枠組みを越える話を、この会計に関する研究会でして、ここで出た結論というのが、どういう形で上に上がっていくか、ここで出た結論というのが、果たしてどれだけの意味を持つかということについて、会計に関する研究会で、今まではある意味法律の枠内ということで、特に逆特費の問題では、これがもし全く認められなかったら、資金ショートして、アウトの団体がたくさん出るという状況の中で、ただ、そうはいつでも、法律のたてつけ上、余りここについては、議論してこなかったというのが、平成25年からあると思うので、急にこの話が出たときに、ここで出た結論というのが、どういう形で最終的に認定等委員会のほうで反映されるか、逆に余りこちらに責任がくる形だと、会計研究会としては、得ないのではないかと考えております。

以上です。

○高山座長 御心配ありがとうございました。

いろいろな御意見がありまして、梶川参与からはいかがでしょうか。

○梶川参与 私は概念的なことでお話してしまう傾向があるのですが、基本的にはこういう会計的な枠組みというのは、公益活動がいかんにして進捗されるかという大前提で、ものを考えていければと思っています。

そう考えますと、Aは明確性があるけれども、Bというか、もうちょっと全体をフェイクスピアにして、ある公益活動の将来的な活動を担保していこうという思いがどうしたら果たせるかということで、どちらかというところ、その支出の公益活動の事業計画というのが、どうしてもメインになって、財源的にどれを充てればいいのかという議論になるのですが、きっかけは、5・6の運用益というのは、多分お話があって、一番曖昧に残っているという、話のきっかけはそうだったかもしれないのですが、むしろ論点としては、どのような形で、将来的な事業活動の拡大についてのガバナンスをきかせて、いい意味で、今、その拡大が図れる特費を新しく考えていこうという部分に、私は感じてしまうのです。

そうなりますと、きっかけは5・6云々なのではけれども、どちらかといえば、より広めの形で、財源というのは考えていいのではないかとということで、私は財源全部が頭に浮かばないので、全てというと、とんでもないという話が現実的には出てくるかもしれないので、3と4の間ぐらいのところ、笑われてしまいます。

この責に帰さないということも、そのとき使う、基幹的に折り合いがない、みずからがつくり出すような寄附活動だとか、そういうものは、むしろ積極的に公益活動に使いたいというのであれば、そのための財源ではあって、責に帰さないというワーディングはどういう意味かというのは、ちょっと難しいのですが、多少計画しにくい財源の計画というか、

経常活動での計画しにくい財源の積み上がりという観点で、考えられるものではないかという部分で、③を読みますと、そうすると、ほとんどが④に近いのかという気もしたのですが、そんなところです。

逆特費の話というのは、結局（２）で書かれている、片や新しい活動の拡大である、かたや今の活動を何とか担保したいという、この辺の財源整理というのがあるのですけれども、基本は事業活動の確からしさと本気度の問題に尽きると思うのです。そう考えますと、内部統制という問題もそうですし、ディスクローズです。これをいかに法人が社会に向かって発信して、先ほど中田さんがおっしゃられました、その活動計画がどういうふうの実績が上がり、モニタリングが社会からもでき、かつ監督官庁からもでき、実際の公益活動の拡大に真摯に取り組んでいるかというかという、その内部統制とディスクローズの話で考えたほうがいいのではないかと思うのです。

それは、先ほど金子先生がおっしゃられたように、会計研究会の範囲内なのかといわれますと、にわかには、もうちょっと広い範囲の公益性の担保の枠組みということがすごく重要になり、評議会がどういう構成で云々であったり、いわゆる公益性を担保した組織が、社会からどう認められるかというのは、そういうところもこの話がすごく入ってくるのではないかという気がするので、領空侵犯というか、荒れるのかもしれないのですが、そのような気がいたします。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

それでは、小森委員から、この件について、何か御意見はございますか。

○小森委員 指定の話なのですけれども、ここの１ページ目の１番の２ポツ目のところの金融資産の指定で、寄附者が運用益まで積むのだと、元本に加算するのだと指定を仮にして、それを認めない、あるいはほかの箱に持っていくという否定する論拠というか、会計上、会計基準にかかわる問題なので、そこをちゃんと整理しておかないと、運用上でという話になると会計基準との整合性が問題になろうかという、そこを詰めなければいけない気がします。

法人の責に帰さないという言葉、これはふわふわとしていて、会計に果たして判断するのにはなじむのかという、どうやって線引きするのかという、具体的に実務上、非常に困るのではないかという気がします。

逆特費の話題で、先ほどからお聞きしていて、全てを認める方向にいくと、収支相償の話題のときに、過去の公益事業の赤字を認めてほしいという、それとどう違うのだという点につながってくるおそれがあります。それと、この取り扱いとどうやってマッチングさせるのかという、ちょっと難しい点がある。

逆特費について、A特費並びということですが、A特費の要件というのも、きちりやっておかないと、また逆特費サイドでも同じ箱に入れるにしても、混乱してしまうのか。細かい点ですが、そういう点が気になっております。

○高山座長 ありがとうございます。

いろいろな御意見をいただきまして、難しい方向ではあると思います。ただ、ある程度決めていかないと、方向性だけは決めていかなければいけないと思っております。

今までの御意見の中で、上倉参与からは、①と②ですか、1 ページ目の①と②の指定文で、まず指定にしている部分についての借方分の運用益については、B 特費として使っていただくという整理をされているということですね。

ほかの方たちは、④に近い部分ではないかというところだと思います。確かに貸方、借方はすごく同じような議論をしています。貸方は、あくまでも指定だけれども、借り方の特費について、どう使わせるか。使うときには、指定から一般に動いていくわけなので、私は、その整理はできるのかと思っているのですけれども、指定を否定することはできないと思います。やはり指定したわけですから、ただ、その指定について、法人に使わせるような、そういうガバナンスをかけていって、例えば5年だとか、10年で使いなさいというところを加えることによって、きっと使えてくるということで、そういう意味では、小森委員のおっしゃったところについては、対応できると思っております。

ですから、制限をしていくのか、あるいは広げるかということと、あと、今、小森委員から、根源的に指摘されました、過去26年度に、支出を拡大するならば、利益を積み上げてもいいですけれども、過去の損失に補填をするようなものはだめだということがありますので、そうすると、④は、極力シンプルにするのはいいのですが、ここに今の過去の赤字に補填するようなことはだめだということを入れておかないといけないという気がしましたので、④につきましては、これではなくて、そういう制約は入っているということが前提であると考えております。

それとあわせてまして、逆特費につきましては、上倉参与からは、イだけという話が出ましたが、ほかの方たちは、ハぐらいまでという御意見もありましたし、この辺の逆特費の定義も、なかなか難しいところがあるので、これをやってしまうと、堂々巡りに入ってくるおそれもありますから、それはしないというのも一方なのかもしれません。ここの逆特費は、下手に突っ込むと、なかなか難しい部分があるという考えもあると思います。

【議論】期間、内部統制、遡及適用について

今、そういう状況の議論を前提にして、①、②、あるいは制約をつけた④であろうが、期間について、ちょっと検討していかなければいけません。3 ページ目の終わりのほうからなのですけれども、こういうような将来的に使っていただく制約を課した法人なのですが、事業計画の期間ですが、これにつきましては、今、おおむね5年という御意見が出ております。

また、内部統制もしっかりかけるということで、この内部統制も全般ではなくて、B 特費についての内部統制なのですけれども、それをどういうふうに規定するかは難しい話だと思います。

累積限度額は、期間を決めればいいのか、あるいは金額も決めるのかということもあわせまして、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

あと、遡及適用です。過去に積んだ分があります。将来はいいでしょうけれども、過去に積んだ部分を使えるというルール変更になると思います。それについては、そのまま過去の部分はいじらないという御意見と、過去についても5年、あるいは過去についてはもうちょっと長くするという意見、3通りあると思いますが、この遡及適用についての御意見も伺いたいと思います。

期間、内部統制、期間に累積限度額が入りますけれども、(2) (3) (4) (7) これについて、御意見を伺いたいと思います。長参与から、御意見をよろしくお願いいたします。

○長参与 まず逆特費は、当然事業計画がないと、どう動いていくか必要なのだということがわからないので、ただ、その事業計画も中長期の計画だと思います。その中で、事業サイクルの中で、ここは赤になります。そのためにとっておきたいということがありますので、そういう中長期計画を立てて、その中で必要な額は幾らかというものは必要だと思います。そういうものがあれば、認められるのではないかと。

そのほかの運用益をどうやって使いますかというところですが、おおむね5年ということは、今後の拡大、拡充のために使うものになりますので、それなりに計画を練って使っていただくということでは、5年をめぐるといえることがよろしいと思います。逆特費は、事業サイクルはおおむね5年ということで、それについては、それぞれの事業サイクルによって違ってくるといえることだと思います。

過去のものですけれども、それはこれから一斉にやれというのは、非常に酷ではないかと思えますので、今後に向かってだと思えますが、ただ、過去にさかのぼってやることは妨げない、よく計画を立ててみたら、これも使いたいというのが出てくるでしょうから、それは妨げないということで、よろしいのではないかと思います。

○高山座長 中田参与、いかがでしょうか。

○中田参与 質問なのですけれども、この期間5年というのは、事業計画を策定する時期のことですね。5年で使い切るといっているわけではないということではよろしいのでしょうか。

○高山座長 そこは多分そういう議論もあると思います。5年で使い切るといえる考え方と、5年以内に計画という、それはちょっと悠長だと思います。

○小森次長 イメージとしては、5年で使うというイメージです。

○中田参与 そうすると、相当限られてしまうと思うのです。5年で使い切るといえることは、いつの段階までに計画を立てられればいいのかという議論も別で出ます。そもそもそのときに使い道がないから、逆特費にしているわけで、それを考える期間を少し与えてという話です。

その話と、5年で使い切るといえることになると、5年で終わるような事業しかできない

ということですね。例えばこれを一生懸命考えたら、この事業に投入したいと考えたときに、その事業は、例えばかなり将来に、10年後まで続くとか、そういうときには、ある程度柔軟に認められるのかとか、そういうことがあります。

目安としては、一応設けることはできるのですが、その辺の柔軟性を持たないと、現場では5年でなければだめだという話になって、使えないということになるわけです。だから、その辺は、柔軟性を持って対応していただくということであれば、5年というのは、1つの目安としてはいいと思います。でも、そこで画一的にやってしまうと、使えない逆特費になってしまうと思っています。

内部統制なのでありますが、これに関しては、参考資料の3ページのところで、B特費の一番下のところに、これまでのガバナンスに特段の問題がない法人、または内部統制システムが構築されている法人とあって、先ほど内部統制システムのときは、相当いろんな項目で、これは企業と独立行政法人ですから、物すごく大きくて、しっかりした法人を基準にしたガバナンスだと思うのですが、これを公益法人に求めるとなると、B特費ができないといったら、みんな仰天してしまうと思うのです。でも、その前についているこれまでのガバナンスに特段の問題がない法人だったら、すごくハードルが低いので「または」になっていますから、それでいいのかという部分です。

○小森次長 前回の資料は、前回ださせていただいた案で、これまでに問題ないかとしたのですが、今回は内部統制が必要だろうということです。

○中田参与 内部統制が必要なのでありますが、法律上、公益法人が内部統制を必要とされたのは、大規模公益法人だけです。だから、法律に規定されていないものを、B特費をやるときに、それを強制するのかという話になると思うのです。だから、モデルとして企業会計とか、独立行政法人はいいのですが、これをモデルとしていいのか、もうちょっとこれだけはやらないと、B特費が計上できないというハードルの低い内部統制みたいなものを示すという案もあるのではないかと思います。

遡及なのでありますが、遡及はなかなか難しい。遡及を強制すること自体が今まで認めてきましたから、先ほども長さんがおっしゃったように、みずから適用するのは、別に構わないけれども、強制はできないのではなかろうかと考えております。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

上倉参与、いかがでしょうか。

○上倉参与 この期間については、おおむね5年と書いてありますけれども、B特費と逆特費、ともに5年という意味合いで書かれたのでしょうか。

○小森次長 B特費に逆特費も入るということではないかということです。

○上倉参与 私は、B特費と逆特費は別物だと考えています。

○小森次長 そういう整理の仕方もあるかもしれません。

○上倉参与 B特費については、おおむね5年という中期的な計画の期間は、5年だとい

うのが一般的な、世間一般で考えられていることですので、また、公益的な活動に使って下さいということを進める意味では、5年というのは、妥当な期間なのではないかと考えています。

ただ、逆特費に関して、5年というのは、逆特費の趣旨からするとつらいのでは。先ほど逆特費は、かなり限定的だという発言をしましたがけれども、そこは恐らく具体的な、何年後には、こうやって収入が落ちるので、そのときのために使うのだという個別の計画があるのでしょうかから、それに従った期間を想定すればいいのか。5年に限ると、なかなか難しくなると考えています。

内部統制については、今、別紙のほうに数多く書かれていますけれども、B特費の運用にかかわる内部統制ということですので、今、ここに列挙されている事項というのは、非常に広範囲だと考えますので、B特費に限った内部統制というところで記載したほうが良いと思います。

遡及適用は、実務上は無理があると思います。もちろん自主的に吐き出していくというのは、到底否定されるものではありませんけれども、さかのぼってというのは、実務上、かなり無理があると考えています。

○高山座長 金子参与、いかがでしょうか。

○金子参与 まず期間の件なのですけれども、ちょっとお考えが違うかもしれないのですが、ここまで入り口を広げて、特費ももっと今までより多彩に認めていく中で、事業期間もそれぞれの法人の事業サイクルも考慮しますということになると、それで、税制優遇を得る公益法人の制度として、耐え得るのかということと、ここは日本なので、アメリカの例を参照する必要はないのかもしれませんが、アメリカの財団のアウトルールというのは、全体としてかかっているもので、それなりに厳しいもので、5年でここまで認めて税制優遇があつて、全額控除があつて、でも、特費も広く認めて、5年はそれぞれの事情で、いろいろ可変的ですよという制度が、ほかの制度との税制優遇との関係で耐え得るのかというのが、まず疑問としてあつて、そうすると、5年間で確実に支出して下さいということを強制することが1つの方法で、逆にそれを絶対的にしてしまえば、内部統制のほうを多少緩めても、絶対的に支出させてしまえば、内部統制を緩めても大丈夫ではないかと思えます。

あと、内部統制のたてつけで教えていただきたいのですけれども、公益法人全体として、そういうガバナンスを持って下さいという言い方はできると思うのですが、B特費を認める場合、これだけのガバナンスをとって下さいという、制度上のたてつけというのは、イメージがつきにくい。これをやるためだけの内部統制をここまで規定するというたてつけの仕方というのは、果たして本当にできるのだろうかということが、1つ疑問としてあります。

話がずれてしまうのかもしれないのですけれども、要は特に5・6のところ、運用益を溜め込もうとする法人は、お金があるので、文章上でしかるべき文章をつくられる人がい

て、しかるべき専門家にお金を払うことができる団体であれば、ここの文章上は、むしろできる。本当に資金ショートしそうで困っているところは、逆にこれができないので、あまり内部統制のところの文章上を厳しくすると、悪いところが何とでも理由ができてしまうので、ぎりぎり資金ショートしそうで、何とか助けてあげたいほうをむしろ苦しめる結果になってしまう可能性が高いと、個人的には思ったところがあって、それであれば、多少法人の事情を考慮しなくても、強制的に支出させてしまったほうがフェアなのではないかと考えております。

遡及適用については、個人的には吐き出してほしいですけれども、今の法的安定性を考えて、できないというのであれば、それは会計研究会のテーマというよりも、法律の安定性の問題だけだと思います。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

梶川参与、いかがでしょうか。

○梶川参与 私は、先ほどほとんど同じことなのですが、この年数に関しましては、なかなか難しいのですけれども、おおむね5年ぐらいというふわっとした感じがあるのかもしれないのですが、むしろ真摯に事業計画を立てて、それを本当に実行していくということを考えた場合に、人を雇うとか、真面目に考えると、逆に言うと、その3年とか、それぐらいまでしかアクションプランに落とし込むというのは、難しいような気もするのです。ただ、そこで終わりということではなくて、少しきちっとしたモニタリングがかかって、そのとおりの公益活動計画を努力しているというようなことを前提には、そのふわっとした5年を超えることも含むようなめどとしての5年とか、7年とかがあり得るという気がするのです。

先ほど言ったように、モニタリングというか、スクリーニングというか、計画と実績活動がどういうふうに相違したかということ、きちっと表現してもらい、その表現がきちっと統制されたシステムの中から生み出されるという意味での内部統制、B特費に限るのかをしてもらえればと思いますが、ただ、誰がスクリーニングをするのか、誰がモニタリングをするのか、その辺の話というのは、難しい部分はあるのです。

その段階で、当然見直しということが起こるわけで、真面目にやればやるほど、そういうことが起こってくるのではないかと。ですから、その余地をどういうふうに考えていくことはあると思います。5年間つくって、それで終わりみたいなことだと、どんなに精緻につくられても、先ほど言った作文のうまいスタッフがいれば、それででき上がってしまうみたいなことが起こり得るので、そこは少しあるのか。

反対に、年数と切って使い切れという、効果性のある活動でなくなってしまうこともあり得るので、これは社会的損失なのではないか。少し長くやったほうがいい公益活動というのは、それを説明してもらいたいということが一番必要で、要するに説明責任を御本人たちが持ってもらうということを中心に、この社会に対して、それで税制優遇というものに、

どれだけ折り合いがつくかということに、常に感じてはいるのです。

○高山座長 わかりました。ありがとうございます。

いろいろな御意見が出ております。おおむね5年以内、あるいはその使う期間を決めるのはいかなものかという話もあるのですけれども、実は私と事務局で話しているときに、いつまで待てばいいというのがあって、5年間使うのだったら、使ってもらって、使い切れなければ、それは使えるような公益法人に寄附してもらいなり、今、問題となっている奨学金ですが、ああいうものに使ってもらおうとか、いろいろ考えれば、その計画の中で使い切れなければ、きっと考えるのではないかということがあって、期間については、決めたい方がいいのではないかという意見がありました。

ただ、今、いろいろお話を聞くと、使えと言うと、無駄遣いなどがあるという話があると、一律に決めていくのはどうかという意見もあります。おおむね5年については、大体の目安としてはいいのかということと、内部統制については、5年と決めてしまうと、内部統制は要らないという金子参与の御意見もよくわかります。ただ、先ほどのディスクロージャー、モニタリング、説明責任、このあたりをきつと事業報告書、事後報告というか、定期提出書類の中で、しっかりと書く中で、モニタリングするのは法人でもありますが、各事務局でも、しっかりとモニタリングをしていただくということで、効果は満たされると思っております。

あと、遡及適用については、過去の部分については、まずそれは無理だろうというお話もあって、先ほどのように妨げないという、長参与のお考えもなかなかいいのかと思っております。

これらの今までの方向を受けて、修正案はできますか。事務局長、お願いします。

○川淵局長 精力的に御議論いただいて、方向性がかなり見えてきたと思うのですけれども、すごく気になっていましてのは、ある一定の結論を出していただいたとして、その結論をどういうふうに表現するのか、つまり会計基準、あるいはガイドラインの運用の一定の改正、あるいはわかりやすくということで、その範囲内でやっていこうということであれば、割とストレートにこうすることとしますと容易にできると思うのですけれども、それを超えるようなことになると、研究会としてはこういうふうに提案します、世の中にこういうように聞きたいです、あるいはこういうことで、我々の考えとして、御報告としてまとめましたと、そういうことにならざるを得ないという感じはしています。

御議論いただいたところをまとめていただくということは、事務局としてもその方向でやることになると思いますがけれども、それをどういう形で世に問うかというところは、私としては、また改めてお世話をしないといけない、あるいは事務局としては、留保すべき部分が出てざるを得ないと思っております。

我々として、ぎりぎり受けられるだろうというのは、内閣府令の改正ぐらいまででしょうし、それを超えるということになると、当然別の進め方を考えなくては行けない。そこまでの話になるのかどうかというところもちょっと見ながら、事務局としての案をまとめ、

また、こちらにお諮りするということにならざるを得ないのではないかと思います。

なお、そういうそのレベルになってくるとすると、委員会が受けられるかということ、委員会も受けられない。委員会は、法令に基づく与えられた権限をやるということが委員会の役目なので、委員会が方向性を決めるということとはできないと思います。ガイドラインは委員会がつくっているものですから、ガイドラインの範囲内で適用を変えていくということであれば、これは委員会にお諮りして、それぞれ進めていくことができると思います。

例えば、今、公益の世界にある法人がどんな実情にあるのか。典型的には、寄附者の財産でもって、いいことをやっていこうという我々がイメージするという法人がありますけれども、実際、公益の世界にある法人は、どういうところがたくさんあるかということ、これも移行認定という形で、旧制度を引きづっている部分もありますから、実質は共益的なものとか、そういうものが実際にはたくさんあるわけです。そういうところを含めて、あるいは非常に弱小なところ、都道府県が苦勞しながら、こういう公益の世界にきてしまったみたいなものについて、苦勞しながら監督している全てに提供されるわけですから、そこはお考えいただく必要があると思います。我々もちょっと考えなければいけないと思っています。

ただ、収支相償を問題にしても、手持ちのキャッシュフローを確保したいから、収支相償を少し緩くやってくれみたいなのところがたくさんあるわけです。そういうところがたくさんあるというのが実情だということも、お考えいただければと思いますし、そういうところを監督するというのは、どういうことかということ、今、座長から、財務のほうで行政をチェックしていただければという話がありましたけれども、余り厳格なチェックというのは、なかなか実際には難しいと思います。そういう厳格なチェックは難しいのだが、ある一定のところにはめて、そこを投てきするということで、何とか回っているということもありますので、そういうところも実質上の御理解いただいて、その上で、どういふふうに示していくかということで、お考えいただいて、少しそういうところも頭にとめていただければと思いますが、いずれにしても、議論していただいたところを最大限生かしつつ、とにかくこういう御議論の結果はこういう形になりますということを作業するのが、私どもの役割とっております。

○高山座長 なかなかハードルが高そうだとこのころは理解いたしました。

○小森次長 いずれにしても、まとめというか、きょうの御議論を踏まえて、まとめていいと思いますけれども、先ほど来出ております税務当局はどうなのかという、それは全く触っておりませんし、その辺をどう触るか。

この研究会の域を超えるのではないかと思いますけれども、最終的には、委員会は法律で決まっていますが、一応委員会で最後受けていただくので、その範囲であれば、当然いいと思います。委員会にも、例えばどういう中間報告をするかとか、その辺の段取りも検討しつつ、しかも、年度末に押し迫っておりますので、段取りも踏まえつつ、何と言いますか、案をまとめるというか、そして、御相談させていただくということだと思えます。

○高山座長 場合によってはお時間をいただく形になるかもしれません。これからいろいろなところも調整をしていくということでございますので、当初3月までにとのお話がありましたが、皆さん、感覚的にわかっていらっしゃると思いますけれども、3月は厳しいということで、しっかりとなるべく早めに案を上げていくというところで、もう一度、もしかすると、もう二度ぐらい議論をさせていただくというところで、皆さんおつき合い願いたいと思います。

2. 公益目的取得財産残額の算定の見直し

【資料の説明】

引き続きまして、議事の「2 公益目的取得財産残額の算定の見直し」でございます。事務局から御説明をお願いします。

○小森次長 資料2というのが下にあるかと思えます。それに基づきまして、説明します。資料2の1ページ目は、現状と問題点、この辺は省略させていただきます。

2ページ目の上に、新たな計算方式とございますけれども、結局ずっと前からやっておりますが、新たな計算方式としては、公益目的取得財産残額の式ですが、前年度の残額に基本的には公益目的事業会計のPL、これを基本としつつ、それと、それでは現行の表と違う部分については、プラスマイナスアルファで調整するというやり方でやるということで、このプラスアルファ部分が何かということを検討してきましたけれども、そのプラスアルファが書いてあるのは(1)のところでございます。

一応そこに挙げておりますように、①～⑧というか、それぐらいプラスアルファが必要ではないかと考えております。もうちょっと少なければと思ったのですが、後に書いてございますが、これではあまり簡素化したということにはならないと思いますので、さらなる引き続き、削る検討をしていくのかと考えております。

その前に、とりあえずこの方式が、大体確からしいのではないかという説明を、ちょっと細かいのですが、させていただければと思います。資料の下のほうに、×とか、○などがあるA4のこれがあると思えますけれども、これをもとに説明します。A3の別表Hの次の次です。これは御案内の別表Hでございますが、これが改めてどうなっているかということですが、要は公益の取得財産残額というのは、一番下の24欄なのです。これは1欄から順番がふってありますけれども、24欄が公益目的取得財産残額、これを来年度求めていこうということでございますが、この24欄の左の箱に書いてありますように、これが1欄と21欄の合計ということでございますが、1欄というのは、公益目的増減差額ということでございまして、21欄というのは、公益目的保有財産です。公益目的に使う固定資産という、1欄と21欄の合計が24欄ということでございます。

1の公益目的増減差額の1欄の左のところを見ただけですと、2欄足す14欄引く20欄となっております。2欄というのは、前年度の増減差額、14欄というのは、左の箱の3

欄から13欄を足したものの、要は当該事業年度に増加した公益目的事業財産、それから引くのは20欄ですけれども、右の箱の公益目的事業に使った額、これを引いたもので、2欄と14欄引く20欄と、先ほどの21欄を足すと、24欄になるということです。

先ほどの14欄の合計の中と20の合計の中に10欄と19欄というものがございまして、これはなかなか難しい規定ですが、公益目的保有財産の前年度との差です。10欄のところを見ていただければと思いますが、22欄引く21欄、これを足すということになっております。これは、10欄か19欄は、どちらかプラスのほうを使うということなので、どちらでも使っても同じなのですが、例えば10欄の22欄引く21欄というものを、先ほどの式に当てはめると、マイナス21欄が消されて、結局22欄が残ることになりますので、結局、差し引き整理しますと、一番下の24欄の公益目的取得財産残額というのは、黒丸です。2欄と22欄を足したものと、点線のところを足したものになるということでございます。黒丸というのは、前年度の公益目的増減差額と保有財産ということですので、要は前年度の残額ということになります。

そうすると、先ほどの資料ですが、2ページ目の新たな計算方式のところを見ていただきますと、公益目的取得財産残額は、前年度の残額プラスPLプラスマイナスアルファで、この前年度の残額は同じですので、結局、点線のところですよ。左の公益目的事業財産がふえたところから、右の点線を引いたところ、これとPLの差がプラスマイナスアルファになるということだと思います。

この点線とPLの差で、公益目的事業会計、それが何かということですが、この点線の左を見ていただきますと、公益目的事業財産の増えるほうですが、3欄から9欄につきましては、左に書いてありますように、損益計算書の数値ですので、PLにしっかり入っているんで、これは調整不要です。11欄と12欄については、今回の新方式の先ほどの②と③のところ、措置しているということでございます。13欄というのが、3欄から12欄のほか、定款等の定めにより、公益目的事業財産となった額を入れるということでございますけれども、このPLにあらわれるものは、当然先ほどのPLで補足できるということです。

ここで入ってこないと思われるのが、13欄に④と書いてあって、④の解説が下のほうの文字のところ書いてありますが、例1というところで、公益目的事業財産以外の財産によって、①、②、③、公益目的保有財産とかを取得した場合には、ここに記載しなさいということでございます。公益目的事業財産以外の財産なので、例えば法人会計なり、収益事業会計からその財産を使って、公益目的保有財産を取得する場合には、ここに書くということでございますけれども、公益目的事業会計以外からもってくる場合には、PLにあらわれるので、調整不要でございますが、公益目的事業会計の中であって、公益目的事業財産ではないものというものがあつて、公益目的事業財産というのは、御案内のとおり、認定を受けてからの寄附とか、そういうものでございまして、認定を受ける前にもらった寄附の流動資産とかは、当然公益目的事業会計の中には入っているということでございます。それを使って、公益目的保有財産にするような場合と

というのは、公益目的事業会計の中のやりとりですので、PLにあらわれない。そういうことで、先ほどの調整項目の⑥と⑦を設けているということでございます。

右のほうですが、残額からマイナスするほうの15欄から18欄ですけれども、これは基本的に計算上の数値でございますが、16欄とか、17欄の公益目的保有財産に生じた費用、損失の額とかも、17欄については、ここには書いていないのですが、正当な理由のあるものに限るという縛りになっておりまして、そういうことは、PLで正当な理由がないものも、公益目的取得財産残額からマイナスされるとすると、その分をプラスしないといけないということで、先ほどの調整項目の⑧が書いてあるということでございます。

18欄は、他の公益法人に寄附した額ということですが、これは公益目的事業会計でやっている分については、当然PLで補足できるのですが、法人会計から寄附した分というものもあるということで、それが調整項目の先ほどの④になるということでございます。

そうすると、最後の残りが先ほどの2ページ目の調整項目の中で触れていないのが、①と⑤ですけれども、①については、現行の別表Hでも、時価評価法にした場合の評価損益は外しておりますので、それと同じにするのなら、外すというものでございます。

⑤は、今まで触れていませんでしたけれども、公益目的保有財産をそれ以外の財産とする。例えば公益目的に使っていた自動車ですが、50万の価値の自動車を、公益目的事業で使うことがないという場合に、そのまま置いておくのももったいない。法人会計のほうで使うとするならば、法人会計に財産を移すわけですが、その実際の会計のやりとりが、いま一つよくわかりませんが、そうした場合、相当する額は、公益目的事業財産として残さないといけないということでございますので、そこがPLで補足できていればいいのですが、法人会計に50万移しただけが、PLに乗っている場合ですと、この分を調整しないといけないということで、丸を上げているということです。

考えられるのは、とりあえずこういうことでございますけれども、大体こんな感じだと考えております。いずれにしましても、ちょっと多いので、これだと別表Hの改善にならないということでございますので、3ページ目の上ですが、認定規則の改定を視野に入れるという大胆なことが書いてございますが、もうちょっと削れる方法はないか。先ほどの公益目的保有財産みたいに、実際の運用で、その前に現金を移すとか、そういうやり方をすれば、調整しなくても済むとか、そういうことであれば、どんどん消せると思いますので、その辺の検討を実施させていただければと思います。

以上です。

【議論】

○高山座長 ただいまいろいろ御説明があったのですが、検討すればするほど、H表にどんどん近づいていくという部分がございますが、相当悩ましいところがございます。なるべく簡便的にということで、2ページ目の新たな計算式を出してみたのですが、プラスアルファにこれだけのものが入ってしまって、全部必要なのですが、削ることができるかどうかということです。

あと、そもそも論なのですけれども、皆さんのH表のところに書いてある部分で、H表の(1)で、こういう文章が書いてあります。公益目的取得財産残額とは、これを出すためだったので、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高ですということ。認定取り消し時には、残高に相当する額の財産を贈与する、あるいは没収という形になっております。この式が公益目的財産差額、これはイメージとしては、PLの積み重ねということです。プラス公益目的保有財産、これは1号財産になるのですか。そういうことになって、これが没収の対象になっています。

悩ましいのは、公益目的保有財産は、H表では、帳簿価格でずっと計算しているのですけれども、没収時には時価換算になるので、そういう意味では、このH表は、公益目的増減差額をずっと積み上げるという究極的な目的になってくるということになると思います。だからこそPLの積み上げでいいのではないかという議論が出ているのだと思うのです。

そうしますと、ただ、これは先ほどの新たな計算式を見ていただければわかるのですが、公益目的財産差額の積み上げというものが出ていなくて、トータルとして計算するので、差額を出していないために、H表を一生懸命つくったとして、あとは、解散時にどうするかという根源的な問題もあって、非常に難しい部分で、そういう意味では、先ほど次長がお話ししましたように、場合によっては、法律改正というところにまで踏み込む必要があるのかという形があるのですが、それは局長がお話ししましたように、大変ハードルが高いというところで、悩ましくて、ただ、H表の見直しと、あるいは廃止も含めてという話もちよっとあっただけに、検討したけれども、だめでしたという情けない部分があって、悩ましいところでございます。

それを受けて、皆様の御意見を、長参与のほうからいかがでしょうか。

○長参与 2ページの⑤なのですけれども、公益目的保有財産以外の財産とした場合とした公益目的保有財産なのですが、これは他会計に振り替えたということだと思いますが、他会計で使いますということなのですが、本来他会計で使う場合は、公益目的事業会計から振りかえることができませんから、見返りで資産とか、現預金が入ってくるはずなのです。ですから、これは必要ないのではないかと。普通の会計をしていれば、これは必要ないです。間違っていると出てくるということで、会計が間違っている云々は、別の問題なので、まず⑤は要らないのではないかと思います。

⑧ですけれども、これもよくわからないのですが、公益目的事業の実施に伴わない費用の損失、イとロはあるのかないのかですけれども、少なくともハは、その他の会計で使ってしまったものを、公益目的事業会計で負担しているということだと思えます。これもあり得ないです。あってはいけないことなので、ですから、⑧もそのほかですが、正当な理由のないものというのがわからないのですが、それ以外はまずないのではないかと思います。それを削ったとしても、余り進歩にならないという感じがします。

○高山座長 ただ、補足をさせていただきますけれども、FAQで、基本的には、他会計は必ずプラスの方向で、必ず公益事業会計は、プラスしかあり得ないという話だったので、

FAQでどうしてもやむを得ない場合には、法人会計に持っていくことができるという、マイナスになってしまうのです。

○長参与 そうすると、内部の債権が出てきます。

○高山座長 だから、内部の債権でやるのか、内部貸借でやれば、出てこないのでしょうかけれども、もし許されるならば、認められるならば、あり得ないマイナスが出てくる可能性もあるのです。

ここは、税務当局が外部へ流出するものを認めてもらうときに、このH表でしっかりと縛りがかかっていますということで、公益目的保有財産は、外へ流れませんというたてつけの中で、認めていただいている部分もあるので、実は⑤と⑧は要らないのですけれども、要るのです。

○長参与 普通なら考えられないです。

○高山座長 考えられないのですけれども、そういうレアケースも考えると、これは残しておかなければいけない部分で、記録が必要だと理解しております。話を途中でおりましたけれども、すみません。

中田参与からお願いします。

○中田参与 今の話、ちょっと理解ができなかったのですけれども、税務関係は、みなし寄附金の話でいるということですか。

○高山座長 みなし寄附金ではなくて、そもそも論の税制優遇は、公益目的事業の中に入れたものは、外に流れない。だから、もともと非課税というのが、そこから出てくるのです。外に流れてくれると、それは税制当局からすると、どうしてという話になるのだと思います。

○中田参与 印象として、この差額はほとんどないです。①はあるでしょう。普段起こるのは①だけですね。不可欠特定財産は、その1回だけの話ですから、これは全く変わらないし、合併をしたとしたら、②が出るぐらいで、あとはないのかと思ったのです。

項目としてはいいのですけれども、FAQか何かで、これはほとんどないとして、①は、こういう場合はちゃんと入れてというぐらいで、これだけでいいのではないかと思うのです。

○高山座長 上倉参与はいかがでしょうか。

○上倉参与 そうですね。たくさん項目があるように見えますけれども、実際にあるのは、①番は基本的にあると思います。合併があれば合併で、それ以外はほとんど現実にはないのかと思いますので、割と受け入れられやすいと思います。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 許される範囲でシンプルにするのは賛成なのですが、その上に、報告書に載るときのイメージとして、FAQを出すのではなくて、今までの研究会というのは、問題意識を述べて、その変更の方向性を述べるという形で回っていたと思うのですが、今回の差額の調整を行う項目というのは、どちらかというと、ここではなくて、FAQに具体的に書かれるものであって、研究会の報告書にここまで具体的に、こういったものが報告書に

載るわけです。今までの26年までとは、たてつけが違うということと、ここまできると、研究会の内容というよりも、別の公益認定等委員会のFAQ等で書くべきことであって、そのところのたてつけとして、ここまでの話を報告書で載せるのかどうかということと、逆に載せないのであれば、そこまで細かい話をこの場でする必要というのがどの程度あるのかというところを教えていただければと思うのです。

○高山座長 確かに書きぶりは非常に難しいです。報告書にこんなに細かいところまでという形になるのだったら、新たな計算式で、プラスアルファがありますぐらいの話になるのでしょうか。

○金子参与 これ自体を書いても、研究会の各報告書に強制力はないですね。

○高山座長 ないですね。

○小森次長 強制力を持たせるといふか、前回の報告書も、会計基準に準ずるものということを書いてもらいました。

○金子参与 会計ではないので、これは書かないということでもいいのですか。

○小森次長 いずれにしても、この公益認定等委員会として、オーソライズをしてもらおうと思いますので、若干会計の域を超えるかもしれませんが、委員会の域は超えないのではないかと思います。

○金子参与 その辺がよくわからなかったもので、すみません。

○高山座長 そうですね。その辺の区分けがすごく曖昧になっておりまして、やりながら私も気持ち悪い部分があるので、ここの部分については、先ほどお話しましたように、これはこれでH表としてはいいのかもしれませんが、究極の目的である没収時というか、寄附の贈与をするための計算式には、役立たないはずなのです。そこが本当は議論しなければいけない部分であって、実はH表などはそうですね。

○金子参与 アリバイです。

○高山座長 そうですね。何をやっているのかという話で、ただ、先ほど言いましたように、公益目的増減差額の累積をきちっととっておくと、最後に使えるところの性格のものなのです。ところが、こうやって簡便化してやってくると、欲しかった情報がここから出てこないというのは、やっていてすごくむなしい話がありまして、どういうふうに解消したらいいのか、迷っているのです。それはそれで、また別に考えるというのならば、こういうやり方で、かつ相当シンプルにして、あるからしようがないと考えるかどうかという話だと思うのです。

梶川参与、いかがでしょうか。

○梶川参与 H表自身は、見させていただく年齢制限を超えているような気がいたしますので、私が余り発言できる話ではない気がするのですが、基本的には、少しこれをさらなる簡便な法作成上の工夫みたいなものというのは、どうもお話を聞いていると、少しあるのかもしれないという気がして、まさにこれを継続記録として残しておいて、全てが解決するわけではないのであれば、少し主要なよく出てくる科目だが、わかりやすい増減表と、

プラスこういうことが例外的に起こったら、これだけは数字を拾っておいてくださいという注意喚起みたいな形を置いておけば、表を見た瞬間に、私のように年齢制限に引っかかっていると思って、読む気にもなれないみたいなことで、先ほどの上の有価証券の何とかだけだよとか、もう一つぐらいであれば、何か理解しようという気になるので、その残りの例外的なものは、何か注意喚起して、こういう話だけは数字をこう、継続記録という意味ではなくて、とっておいてくださいと言われれば、そんなもの落ちていないということだけを考えれば、全体の理解がわかりやすいというか、年齢制限に引っかからないで、見られると思います。

確かにそこまでいう話は、事務局の御検討テーマかもしれませんが、私も会計のリテラシーの中で、参考に両者の会計と行政目的の計算表の調整について、御提案をするということで、でき上がりの表に関してまでですね。修文レベルではないかもしれませんが、一応御協力をしているというスタンスでの報告になる気はします。

○高山座長 実際にごらんになっている小森委員からはいかがですか。ごらんになっていらっしゃるのかもしれません。

○小森委員 結局、意味がないのであれば、廃止してほしいのですが、それができないということですね。

ただ、金子先生がおっしゃられるように、これは会計研究会のレポートのテーマで、この2ページのこの表や文章が出ると、恐らく読んでもわからないと思うのです。そうすると、FAQマターで取り扱ってもらうほうが良いという気がします。私はオブザーバーです。

○高山座長 差額がある場合だけを記載するような、結局、持ちたいのは、差額だけですね。そんな表にされたらいかがでしょうか。数字は、せっかくなつくっていても、最後には使えないので、ただ、差額はとっておけば、使うことができるので、差額というのは、アルファです。プラスアルファのところだけを、ほとんどない事例ばかりなので、これだけを記載させれば、いいという感じもします。書くことは、投資有価証券の時価評価損益だけを書くことになって、あと、合併などがあればですけども、これは全部普通の事例ではないので、プラスマイナス、アルファについては、あれば書くという形でいいと思います。

○梶川参与 合併があるとか、一目でそこは読み飛ばせるというね。

○小森次長 表のつくりも、基本はPLの結果だけを出して、そのほか、もしこういうことがあれば、書いてくださいとか、そういう工夫で何とかなるかもしれません。

○高山座長 何かをされるというのは、これはカットできないのですね。実際、H表の形からすると、簡単にはできないので、ある場合で、ほとんどがない場合ですからね。そうであれば、計算式がシンプルになりますので、これは誰でもできますから、前年度の残額に今年度の正味財産増減額だけを計算すれば、いいわけですから、間違わないと思いますので、ぜひそういう方向でいっていただけませんか。それか、全部なくして、解散のときに、新しい考え方を持ってくるという、どちらかしかないと思いますので、その

辺はお願いいたします。ただ、解散時は、H表は困ります。きっとそのデータを使ってやる形になってくるのではないですか。

そういうことで、修正案の作成をよろしくお願いします。

3. 定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例等

【資料の説明】

それでは、時間も押していますので、議事の第3に移ります。「3 定期提出書類の剰余金の発生理由・解消計画の記載例等」についてです。

事務局から御説明をよろしくお願いします。

○小森次長 それでは、資料3でございます。

これは1回目の研究会で、1回出させていただきましたけれども、収支相償の関係で剰余金が出る。その発生理由とか、解消計画について、書き方がわからないということで、留意事項と記載例をつくるものでございます。

1回目の研究会のときより、大分コンパクトに、基本事項だけにまとめたものでございます。

ざっと申し上げますと「1. 課題」のところですがけれども、発生原因とか、解消計画の記載要領とか、具体例を示す必要があるということで、必要内容を過不足なく明確に記載してもらうことと、過度に事務負担をかけないように配慮しなければならない、そういうことでございます。

現状は、発生理由、第一段階、第二段階で、記載していない法人が結構ある。第一段階、第二段階のいずれでも、発生理由と解消計画、前年度以前の解消実績も書いてもらう、そういう基本的な方針でございます。

「2. 記載上の留意事項」の1つ目の箱ですがけれども、第一段階の判定欄にプラスの事業がある場合、理由欄に発生理由、計画欄に計画を記入するということが書いてあります。

記載上の留意事項は、要はそれぞれの事業ごとに記載しなければいけないということを書いてございます。

あとは、省略して、2ページ目の箱でございますけれども、前年度の事業報告で、第一段階の判定に、収支がプラスの事業があった場合には、それを当年度の経常収益の欄に加えるということと、前年度の実績と具体的な資金使途を様式自由で添付してもらうということが書いてございます。

次の箱ですがけれども、第二段階です。これも同じですがけれども、第二段階ですと、収支相償などの手段がありますので、剰余金が生じる場合には、資産取得資金に充てるのか、公益目的保有財産の取得の財産に充てるのか、翌年度の事業拡大に充てるのかを、ちゃんと書いてくださいということを書いてございます。

一番下の箱でございますけれども、これも先ほどと同じですが、第二段階でも、前年度

に剰余金があった場合は、その実績と具体的な資金使途を添付してくださいという
こと
でございます。

3 ページ目の記載上の留意事項は、細かいので、省略します。

補足で、チェックポイントを設けておきまして、解消計画には、以下の内容が簡潔に
記載されているか。

①が剰余金の総額の解消説明。

②が剰余金の総額に、前年度以前のものが入る場合には、それぞれの発生年度別に金額
を記載する。

③として、剰余金の解消予定時期を書く。

④として、前年度以前に発生した剰余金については、当年度に解消したか、未解消なの
かをしっかり書く。

そういうことをチェックポイントとしております。

それを踏まえた4 ページ目でございますけれども「3. 基本的な記載例」を書いてござ
います。

記載例－1 が、剰余金が当年度のみに発生した場合ということで、剰余金100が発生して、
50、30、20に分けて、それぞれどう使うということを書いてございます。

記載例－2 は、剰余金に過年度の発生分が含まれている場合ということで、剰余金500
のうち、100は全年度、400は当年度という例にしております。

記載例－3 は、前年度に発生した剰余金の解消実績の説明の例ですけれども、1つ目の
箱は、前年度に発生した剰余金100は、当年度に全部使ったという例でございますし、その
下のものは、50は当年度に使って、残りの50は、来年度の予定という、そういう例を書い
てございます。

5 ページ目ですけれども「4. 『収支相償の剰余金解消を1年延長する扱い（FAQ－2－
⑥）』について」です。これは26年度報告で、計画を直ちにつくらなくても、1年延ばし
ていい、その場合の記載の仕方というか、留意事項について書いております。

i にア、イ、ウとありますけれども、アについては、基本的には1年計画を延ばさない
といけない、特別の事情とか、合理的な理由を示してくださいということと、解消計画を
立案するための検討スケジュールを、具体的に示してくださいということです。

イにつきましては、1年延ばして、できた解消計画をちゃんと提出して、説明してくだ
さいということと、財務面からこの計画の達成を担保するために、貸借対照表において、特
定資産として表示するということです。

ウについては、翌々事業年度においては、実際に解消計画に従ってどうなったかという
ことを、書いてくださいということでございます。

記載例を下のほうに書いてありますけれども、①で、発生年度での定期提出書類上の説
明の仕方ですが、剰余金2億円が出た場合、こういう理由で、直ちに計画はつくれな
いということ、計画をいつつくるかということ、27年12月の理事会で決定するとい
うこと

を、27年6月の理事会で決定したという、そういう計画をつくるスケジュールをちゃんと書いてもらうということでございます。

6ページの上でございますけれども、翌々年度に事業計画提出時での説明の仕方ですが、実際に事業計画をどう策定したかということを書いてもらうということで、26年度発生の剰余金2億円については、27年度でどうする、28年度でどうするというを、27年12月の理事会で決定して、その解消計画を添付する、そういう書きぶりの例でございます。

「5. 今後の検討課題等」に書いてございますように、①は、法人の内容によって違うということで、今回は基本的な記載例にとどめるということで、ケース別の記載例については、今後の検討課題。

②につきましては、いずれにしましても、今後、システムの変更を予定しておりますので、そのときに、様式をちゃんと検討するというところでございます。

③にありますように、FAQとか、いろいろな手引で、周知徹底が必要ということだと思います。

以上でございます。

○高山座長 今後の課題もありますが、相当わかりやすくなっていますので、皆さん、書きやすいと思いますけれども、とりあえずこれでいいでしょうか。よろしいでしょうか。これは御意見を聞かなくても、これでいいと思います。

4. 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保

【資料の説明】

それでは、第4でございます。「4 公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保」についてでございます。

事務局から御説明をよろしく申し上げます。

○小森次長 資料4でございます。「FAQ早見表」でございます。

前回も出ささせていただきましたけれども、FAQは、全体を見ると、非常に質問と回答が長くて、何を言っているのか、ぱっとわからないということで、早見表をつくったら、参考になるということで作成しました。

さらにそれにガイドラインでの根拠とか、会計基準での根拠を示しました。左の問いの下に、ガイドとか、いろいろ書いてありまして、その根拠をより明確にしてつくったものでございます。

○高山座長 早見表があると、大変便利になると思いますから、目次として使いますし、また、エッセンスが書いてありますので、これは大変いいと思います。

御指摘の点はありませんか。これはこれでよろしいと思います。

それでは、FAQの早見表を出していただくということで、よろしく願いいたします。

最後に何か事務局からございましたら、申し上げます。

5. その他

○小森次長 今後のスケジュール、日程をどうするかというのは、調整の上、御相談させていただきたいと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

そういうことで、当初、3月中にと考えておりましたけれども、特に1番目の特費につきましても、さらに検討しなければいけない部分とか、財務省等に調整ということも残っております。なるべく公益目的事業を支出していただきたいということもございますが、また、先ほどの話のように、小さな法人さんもございますので、そこでの事務負担も考えた中での着地点について、皆さんで知恵を出していただければと思っております。

それでは、もしなければ、ちょっと早いのですが、今日は、これで、議事、全て終了いたしました。きょうも、活発な御議論ありがとうございました。終わります。

以上